

肺炎球菌ワクチン接種の取扱いについて (公害保健課からのお知らせ)

本市の公害認定者に対し、肺炎球菌ワクチンを指定疾病の続発症予防のため使用される場合は、下記の点に留意してご請求ください。

1 対象者

対象となる患者は、名公〇〇－〇〇〇〇の記号番号が記載された緑色の手帳を有する者に限ります。名古屋市の特定呼吸器疾病医療救済条例に基づく被認定者は、対象ではありません。

2 肺炎球菌ワクチンについて

環境省が対象としている肺炎球菌ワクチンは、現在のところ「ニューモバックス NP」のみです。「プレベナー13(沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン)」は対象ではありません。

3 請求方法等

公害診療報酬として算定可能なものは以下の通りです。薬剤は10点区分、それ以外はものは、15円区分でご請求ください。

- ・注射実施料（皮内、皮下及び筋肉内注射）、生物学的製剤注射加算
- ・肺炎球菌ワクチン薬剤料
- ・接種にあたり必要であった場合の初診料、再診料等

4 再接種にあたっての注意点

再接種を行う場合には、その必要性を慎重に考慮した上で、前回接種から十分な間隔を確保して行うことにご留意ください。

参考資料

「公害健康被害の補償等に関する法律の規定による公害診療報酬の額の算定方法における肺炎球菌ワクチンの取扱いについて（通知）」平成19年3月28日（最終改正：平成26年9月9日）

問い合わせ先：名古屋市環境局地域環境対策部公害保健課
電話：052-972-2689 FAX:052-972-4156